

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

Security Bank Corporation（証券コード：－）

【据置】

外貨建長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 20年12月末時点の連結総資産規模でフィリピン第8位の民間商業銀行。格付は、国内における比較的堅固な事業基盤、高い収益力、堅固な資本基盤などを反映している。また、三菱UFJ銀行との提携を生かしたリテール融資拡大などの提携シナジー効果も評価している。他方、銀行業を中心とする当行業務は国内規制環境や金融経済情勢の影響を受けやすいため、格付はフィリピンのソブリン格付（外貨建長期発行体格付：A-/安定的）に制約されている。20年の純利益は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済の悪化を背景に不良債権が増加し、与信費用の増大により減益となった。20年末以降の感染再拡大により経済の回復が遅れ、不良債権比率が当面高止まる可能性があるが、高水準の純金利マージンなど高い収益力に加え、貸倒引当率や自己資本比率が高水準に維持されるなど財務上の耐久力は引き続き強固である。以上を踏まえ、格付を据え置くとともに見通しを安定的とした。
- (2) 1951年にフィリピン地場資本初の民間銀行として設立された。国内大手財閥に属さない独立系銀行だが、Frederick Y. Dy氏が率いるDyグループがSBCの議決権付き株式の約52.5%を保有し、過半の議決権を有する筆頭株主であり、次いで三菱UFJ銀行が16年の出資・業務提携により20%を出資する第2位の株主となっている。また、三菱UFJ銀行は当行を持分法適用会社としている。商業銀行業務のほか、子会社を通じて証券業務、リース事業なども手掛ける。20年末の連結総資産は約0.7兆フィリピンペソ（約1.4兆円）、預貸シェアは約4%で、国内商業銀行中第8位である。三菱UFJ銀行による出資以降、同行および同行がアジアで買収したタイのアユタヤ銀行、インドネシアのダナモン銀行からリテールバンキングのノウハウを取り込み、準富裕層を主なターゲットとして住宅ローンや自動車ローン、クレジットカードなどのリテール業務の拡大を進めてきた。20年はリスク審査基準の厳格化と不良債権の償却によりリテール融資残高は減少したものの、20年末のリテール融資の総貸出残高に占める比率は25%となっている。
- (3) 営業利益の主な源泉は約6割（20年）を占める純金利収入であり、次いで手数料収益が約1割弱を占める収益構造となっている。利ざやの厚いリテール融資の拡大もあり純金利マージンは近年、上昇傾向にあったが、20年は中央銀行の利下げ、低コスト預金の大幅増や高コストの定期預金の削減を背景にした調達コストの低下もあり前年の3.9%から4.8%に上昇した。他方、18年のECLモデルの適用の影響や、リテール融資の不良債権増加などを背景にした与信費用の増加は収益力で十分吸収可能な範囲内に維持されてきた。20年は不良債権の急増により与信費用も大きく増大したものの、債券売却益の増加もあり前年比減益ながらも一定の営業収益は確保した。20年末にモラトリアムが終了し、21年は不良債権の一定程度の増加が見込まれる。ただ、高水準の純金利マージンや経済回復に伴う貸出増大により収益力は引き続き底堅く推移するとみており、与信費用の増加は概ね吸収可能とみている。他方、比較的高い大口貸出先への集中度には改善の余地があるが、信用力は比較的良好な先が多く、今のところ感染拡大による影響は軽微である。
- (4) 不良債権比率（連結・引当前ベース、中央銀行基準）は、保守的な債権管理方針を背景に近年は1%前後の低水準に維持されてきた。ただ、20年は景気悪化の影響により個人向け貸出を中心に不良債権が増加し、同比率は20年末時点で3.9%に上昇した。ただし、貸倒引当率は115%と高水準に維持されている。

経済低迷が続く当行の不良債権比率が短期的に高止まる可能性は残るものの、個人向け貸出の債権管理強化を進めてきたこともあり、感染が鎮静化に向かい経済が順調に回復すれば、同比率は引き続き管理可能な水準で抑制可能とみている。

- (5) 20 年末の連結普通株式等 Tier1 比率は 19.2%。16 年の三菱 UFJ 銀行の出資による資本基盤の増強に加え、20 年は純利益の計上、貸出抑制や債券売却などに伴うリスクアセットの減少もあり自己資本比率が上昇し、国内主要行の中でトップの水準に維持されている。また、連結ベースの LCR、NSFR は 20 年でそれぞれ 166.4%、132.0%に引き上げられ、流動性は強化されている。なお、フィリピンでは外貨建ての預金・貸出等業務は FCDU と呼ばれる外貨預金勘定でペソ建て勘定とは別に管理されている。当行 FCDU の LCR は 290%超の高水準にあり、外貨流動性に特段の懸念はない。

(担当) 田村 喜彦・遠藤 進一

■格付対象

発行体： Security Bank Corporation

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年3月24日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：内藤 寿彦
主任格付アナリスト：田村 喜彦
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) Security Bank Corporation
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル